



# 福島県報

## 目次

**規則**

○福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 一

**訓令**

○職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令 一

○職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令 二

○職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令 二

○福島県貸金支弁職員雇用等管理規程の一部を改正する訓令 三

○職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令 三

## 規則

福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

### 福島県規則第十九号

福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十八年福島県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

様式第三十五号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

### 附則

- この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県精神保健及び精神障害者福

祉に関する法律施行細則様式第三十五号による用紙は、所要の調整をしてこれを使用することができる。

(障がい福祉課)

## 訓令

### 福島県訓令第四号

本庁 機関  
出先 機関

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

### 職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程(昭和三十八年福島県訓令第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表市町村の広域連携の支援に関する業務に従事する職員の項の次に次のように加える。

双葉郡の町村の復興に係る当該町村との連絡調整に関する業務に従事する職員	双葉郡広野町大字下北迫字二ツ沼四四番地一五号(双葉地方町村会)	双葉郡の町村の復興に係る当該町村との連絡調整に関すること。
-------------------------------------	---------------------------------	-------------------------------

別表原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五十六号)の規定に基づく警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域がその区域内に設定された市町村の帰還及び復興の支援に関する業務に従事する職員の項上欄中「緊急時避難準備区域」の下に「(以下「警戒区域等」という。)」を加え、同項中欄中「伊達郡川俣町字五百田三〇番地」を「伊達郡川俣町字樋ノ口二番地」に、「二本松市郭内一丁目一九六番地一」を「二本松市北トロミ五七三番地」に、「田村郡三春町大字員山字井堀田二八七番地一」を「田村郡三春町大字西方字石畑二七〇番一」に改め、同項下欄中「原子力災害対策特別措置法の規定に基づく警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域」を「警戒区域等」に改め、同表医療機器関連分野産業の振興及び集積に関する業務に従事する職員の項の次に次のように加える。

離職者等再就職訓練に関する業務	いわき市常磐下船尾町杭出 作二三番地の三二(福島県)	離職者等再就職訓練に関すること。
-----------------	----------------------------	------------------

従事する職員

ハイテクプラザいわき技術支援センター

別表農業の改良普及に関する業務に従事する職員の項の次に次のように加える。

職員	警戒区域等がその区域内に設定された市町村における営農再開及び農業再生のための調査並びに研究に関する業務に従事する職員	福島市荒井字原宿南五〇番地（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構東北農業研究センター農業放射線研究センター）	警戒区域等がその区域内に設定された市町村における営農再開及び農業再生のための調査並びに研究に関する業務に従事する職員
----	--	---	--

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）の規定に基づく警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域がその区域内に設定された市町村の帰還及び復興の支援に関する業務に従事する職員の項の改正規定は、平成二十五年三月二十二日から施行する。（行政経営課）

福島県訓令第五号

本庁 機関 出先 機関 労働委員会事務局  
職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十五年三月二十二日 福島県知事 佐藤 雄平

職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

職員（給料の特別調整額に関する規程（昭和三十六年福島県訓令第二十九号）の一部を次のように改正する。）

別表中「保健福祉事務所副所長（南会津、相双保健福祉事務所副所長を除く。）」を

「県北、県中、県南、会津保健福祉事務所副所長」に、「総合衛生学院副学院長」を

「総合衛生学院副学院長」に、「建設事務所次長（副課長相当職にある者を除く。）」

を「県北、県中、会津若松、いわき建設事務所次長」に、「保健福祉事務所出張所長」

を「富岡土木事務所長」に、「保健福祉事務所出張所長」

を「保健福祉事務所出張所長」に、「総合衛生学院教務部長」を「総合衛生保健福祉事務所出張所次長」に、「会津若松看護専門学院副学院長」を「総合衛生

学院教務部長」に、「建設事務所次長（課長相当職にある者を除く。）」を「県南、喜多方、南会津、相双建設事務所次長」に、「土木事務所長」（富岡土木事務所次長を除外）を「富岡土木事務所次長」に改める。

別表備考中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（人事課）

福島県訓令第六号

本庁 機関 出先 機関 労働委員会事務局  
職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十五年三月二十二日 福島県知事 佐藤 雄平

職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令

職員の職の格付に関する規程（昭和三十七年福島県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

別表の行政職給料表格付表中

保健福祉事務所課長

保健福祉事務所課長  
保健福祉事務所出張所次長

保健所課長

保健所課長  
保健所出張所次長  
総合衛生学院副学院長  
総合衛生学院

衛生学院事務  
若松看護専門  
副学院長

を

総合衛生学院副学  
院長

を

総合衛生学院事務  
長

を

に

建設事務所課長  
土木事務所長

を

土木事務所課長

を

富岡土木事務所長  
土木事務  
富岡土木  
長  
富岡土木  
田・復興

職以外の  
所長  
事務所次  
事務所復  
課長

副課長相当職以外  
の土木事務所課長

に改め、同表医療職給料表③格付表中

に改め

会津若松看  
学院長

総合衛生学院学科  
長  
会津若松看護専門  
学院副学院長

を

に改め

総合衛生学院学科  
長

に改め

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(人事課)

福島県訓令第七号

本庁機関  
出先機関  
労働委員会事務局

福島県貸金支弁職員雇用等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県貸金支弁職員雇用等管理規程の一部を改正する訓令  
福島県貸金支弁職員雇用等管理規程(昭和五十年福島県訓令第十号)の一部を次のよ  
うに改正する。

別表臨時技能員の項中「1級21号給」を「1級17号給」に改め、同表臨時労務員の項  
中「1級9号給」を「1級1号給」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。  
(基本賃金の特例)

2 改正後の福島県貸金支弁職員雇用等管理規程(以下「改正後の規程」という。)別  
表の規定にかかわらず、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで  
の間は、改正後の規程第三条第一項第三号の臨時技能員及び同項第四号の臨時労務員に  
ついでこの改正後の規程別表の適用については、同表臨時技能員の項中「技能労務員職  
給料表1級17号給」を「技能労務員職給料表1級1号給」に改め、同表臨時技能員等  
の一部を改正する規則(平成25年福島県規則第9号)第1条の規定による改正前の技  
能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則(昭和48年福島県規則第81号)第3条  
に規定する給料表「1級21号給」を「同表臨時労務員の項中「技能労務職給料表1級1  
号給」を「技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正  
する規則(平成25年福島県規則第9号)第1条の規定による改正前の技能労務職員の  
給与及び勤務時間等に関する規則(昭和48年福島県規則第81号)第3条に規定する給  
料表1級9号給」に改める。

(人事課)

福島県訓令第八号

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令

職員に対する被服の支給等に関する規程(昭和三十五年福島県訓令第二十五号)の一  
部を次のように改正する。

別表第一文書の印刷又は製本作業に従事する職員等の次に次のように加える。

文書管財総室(施設管理課に限る。)に勤務し、修繕及び監理業務に従事する技術職員	作業帽	一年	本庁機関 出先機関
	作業服(夏)	一年	
	作業服(冬)	一年	
	安全ぐつ	二年	

避難地域復興局（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）の規定に基づく警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域がそれぞれその区域内に設定された市町村の帰還及び復興の支援に関する業務に従事する駐在員に限る。）に勤務する職員	作業帽 作業服（夏） 作業服（冬） ゴム長ぐつ 作業ぐつ	— — — — —	二年 二年 二年 三年 三年
--	--	-----------------------	----------------------------

別表第一消防学校に勤務し、学校教育に従事する職員の項中「三年」を「四年」に、

ネクタイ 略帽 訓練服（夏） 訓練服（冬）	— — — —	一年 一年 二年 二年	を	ネクタイ（夏） ネクタイ（冬） 略帽 訓練服（冬）	— — — —	四年 四年 二年 一年	に、同表看護師、
--------------------------------	------------------	----------------------	---	------------------------------------	------------------	----------------------	----------

准看護師及び看護助手の項中「総合衛生学院及び会津若松看護専門学院」を「及び総合衛生学院」に改める。

別表第二企画調整部避難地域復興局の項中「現地作業用 防寒服」を「現地作業用 安全ぐつ」に改め、同表商工労働部産業振興総室の項中「技能試験用 作業服」を「技能試験用 保護帽」に改め、同表土木部建築総室の項中「営繕工事用 現場調査用 作業服」を「現場調査用 作業服」に改め、同表土木部建築総室の項中「営繕工事用 現場調査用 ゴム長ぐつ」を「営繕工事用 ゴム長ぐつ」に改め、同表地方振興局の項中「庁舎管理用 ゴム長ぐつ」を「庁舎管理用 ゴム長ぐつ」に改め、同表原子力

センターの項の次に次のように加える。

消防学校	消防訓練用	保護帽
------	-------	-----

別表第二保健福祉事務所の項中「薬事監視用 ゴム長ぐつ」を「薬事監視用

野犬等捕獲作業用  
ゴム長ぐつ  
防寒服」に改め、同表若松乳児院、郡山光風学園、大笹生学園及び総合療育センターの項中「入浴介助用 作業半ズボン」を「入浴介助用 作業上衣」に改める。  
この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。  
（職員業務課）